

稲沢市立地適正化計画策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市立地適正化計画策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、稲沢市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員等)

第2条 傍聴者の定員は5人以内とする。

2 前項に規定する事項は、要綱第7条第1項の規定により会議が招集されたときは、速やかに公表するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、委員会開催当日の会議の開催時刻1時間前から開催時刻30分前までに、まちづくり部都市計画課において住所及び氏名を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入ることができない。

(1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

(2) ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3項に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うこと。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、委員長は傍聴者に対し必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の命令に従わないときは、委員長はその者に対して会

議場から退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、
委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。